

新型コロナウイルス感染症対応保険特約条項（日本医師会用）

第1条（用語の定義）

費用・利益保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこの特約条項において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
粗利益	売上高から商品仕入高および原材料費（商品仕入高および原材料費については、期首棚卸高を加え、期末棚卸高を差し引きます。）を差し引いた残高をいいます。
粗利益率	粗利益を売上高で除した割合をいいます。
医師	法令に定める医師をいいます。
医療従事者等	医師または看護師をいいます。
売上高	被保険者の日本国内の対象施設における営業収益（医業収益、医業外収益および臨時収益をいいます。）の総額（損益計算書、決算書、その他の会計報告書類等に記載された金額とします。）をいいます。
売上減少高	<p>保険契約締結時に把握可能な対象施設（外来診療の受付のみ停止する場合は、対象施設の外来診療をいいます。）の最近の会計年度（1か年とします。以下同様とします。）の売上高のうち、対象施設の営業の休止または外来診療の受付の停止が必要な期間に相当する売上高に対して、売上高減少率を乗じた額（次の算式によって算出した額をいいます。）をいいます。</p> $\text{最近の会計年度の売上高} \times \frac{\text{対象施設の営業の休止または外来診療の受付の停止が必要な証券記載の日数}}{365} \times \text{売上高減少率}$
売上高減少率	最近の会計年度の売上高が、事故発生時の営業のすう勢の変化の影響を反映していない場合に、すう勢の変化の影響を考慮した調整を行うために売上高に乗じる保険証券記載の値をいいます。
営業継続費用	<p>第3条（損害の定義）①に規定する喪失利益の発生を防止または削減するために、約定支払期間内に生じた次のいずれかに該当する追加費用（必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分をいいます。）をいい、同期間内に支出を免れた費用がある場合はその額を差し引いた額とします。</p> <p>ア．臨時に従業員を雇用した場合の臨時雇用費用</p> <p>イ．代替の医療従事者等を手配した場合の代替医療従事者派遣費用</p>

介護保険施設等	介護保険法または老人福祉法に規定する介護医療院、介護老人保健施設、指定介護老人福祉施設その他の要介護者、要支援者その他の者を入所、入居または通所させるための施設ならびにサービス付き高齢者向け住宅、高齢者向け優良賃貸住宅および生活支援ハウスをいいます。
看護師	法令に定める看護師をいいます。
事故対応費用	被保険者が支出した次のいずれかに該当する費用のうち、当社が必要と認めたものをいいます。ただし、約定支払期間の前日から約定支払期間が終了するまでの間に生じたものに限り、 ア. 被保険者が支出した消毒費用。ただし、1回の事故につき初回の消毒にかかる費用に限り、 イ. 対象施設に備え付けられている什器、備品、衣類および寝具の廃棄を行うための費用 ウ. 新型コロナウイルス感染者となった医療従事者等の隔離期間中の宿泊費。ただし、1名につき1日あたり1万円を限度とし、1回の事故につき20万円を限度とします。 エ. 新型コロナウイルス感染者となった医療従事者等が臨時に購入した身の回り品購入費用。ただし、1回の事故につき5万円を限度とします。 オ. 医療従事者等の感染の有無を診断するために支出した医療費および交通費。
消毒	新型コロナウイルス感染症の蔓延または再発を防止するために、対象施設に対して、汚染された場所または汚染された疑いがある場所について消毒の措置がなされることをいい、外部の専門業者によりなされたか否かを問いません。
新型コロナウイルス感染者	医師（医療従事者等が医師である場合は、その本人を除きます。）により新型コロナウイルス感染症への感染が診断された者をいいます。
新型コロナウイルス感染症	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものをいいます。
対象施設	被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の病院等をいいます。
特定医療	透析外来、往診、電話診療（オンライン診療を含みます。）、訪問診療、訪問看護、処方箋発行その他の患者の生命を守るために中断することができない診療行為をいいます。

病院等	医療法に定める日本国内にある病院および診療所ならびにこれらに併設（病院または診療所の同一敷地内または隣接する敷地内（公道を挟んで隣接している場合を含みます。）に開設されていることをいいます。）される介護保険施設等をいいます。
未実現営業状況	事故がなかったならば実現したであろう営業の状況をいいます。
約定支払期間	1回の事故につき、対象施設の営業を休止または外来診療の受付を停止した日から、次のいずれか遅い日までの期間とします。ただし、営業収益が事故の影響のない状態まで回復した日までの日数とし、いかなる場合も1回の事故につき、連続した30日（土日祝日も含めた連続した日数とします。）を超えないものとします。 ア. 第2条（事故の定義）（2）①に規定する消毒が完了した日 イ. 第2条（2）②に規定する対象施設の営業または外来診療の受付が再開した日 ウ. 営業継続費用の発生がなくなった日

第2条（事故の定義）

（1）普通約款第1条（保険金を支払う場合）の「不測かつ突発的な事故」は、医療従事者等が、新型コロナウイルス感染者となり、次の①および②をいずれも満たす状態となったこと（以下、「事故」といいます。）とします。

- ① 医療従事者等が、対象施設で業務（特定医療を除きます。）に従事できないこと。
- ② 対象施設が新型コロナウイルス感染症の原因となる病原体に汚染されたことまたはその疑いがあること。

（2）当会社が保険金を支払うのは、次の①および②の条件をいずれも満たす場合に限りません。

- ① （1）に規定する事故に起因して、対象施設が消毒されること。
- ② （1）に規定する事故に起因して、7日以上連続して対象施設の営業を休止または外来診療の受付を停止したこと。

（3）当会社は、対象施設が事故の発生に起因して営業を休止または外来診療の受付を停止し、その休止または停止が継続している間に生じた事故についても、その休止または停止の原因となった事故と同一の事故とみなします。

第3条（損害の定義）

普通約款第1条（保険金を支払う場合）の「損害」は、保険期間中に対象施設の営業休止または外来診療の受付停止を開始したことにより被保険者に生じる次の損失または費用とします。

- ① 喪失利益
- ② 事故対応費用
- ③ 営業継続費用

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）に定めるところによるほか、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為
- ② 行政機関からの要請等による営業自粛

第5条（保険金の支払額）

(1) 当社は、普通約款第3条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、第3条（損害の定義）に規定する損害に対して、次の①から③までに規定する保険金を支払います。

① 第3条①に規定する喪失利益に対しては、1回の事故につき、次の算式によって算出した額を利益保険金として支払います。

$$\boxed{\text{売上減少高}} \times \boxed{\text{保険証券記載の約定支払割合}} = \boxed{\text{利益保険金の額}}$$

- ② 第3条②に規定する事故対応費用に対しては、事故対応費用の額を事故対応費用保険金として支払います。
- ③ 第3条③に規定する営業継続費用に対しては、営業継続費用の額を営業継続費用保険金として支払います。

(2) 当社が支払う利益保険金、事故対応費用保険金および営業継続費用保険金の合計額は、対象施設ごとに、下表の支払限度額を限度とします。

対象施設	支払限度額
介護保険施設等	1回の事故につき50万円、保険期間中を通じて50万円
介護保険施設等を除く病院等	1回の事故につき100万円、保険期間中を通じて100万円。 ただし、特定医療を継続する場合は、1回の事故につき50万円、保険期間中を通じて100万円。

第6条（売上高または約定支払割合の調整）

(1) 営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合において、事故発生直前12か月のうち約定支払期間に相当する期間の売上高または最近の会計年度の同期間内の売上高が、未実現営業状況を適切に表していないときは、被保険者は、第5条（保険金の支払額）の規定による保険金の算出にあたり、売上減少高につき特殊な事情または営業のすう勢の変化の影響を考慮した公正な調整を行うことを請求できます。

(2) 営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場

合は、当社は、売上減少高によって算出した損害保険金の額が未実現営業状況に基づく損害保険金の額を超えることを証明して、未実現営業状況に基づいて公正な調整を行った売上減少高により保険金を支払うことができます。

(3) 保険証券記載の約定支払割合が未実現営業状況に基づく粗利益率を著しく超える場合は、当社は、保険証券記載の約定支払割合によって算出した損害保険金の額が未実現営業状況に基づく損害保険金の額を超えることを証明して、未実現営業状況に基づいて公正な調整を行った粗利益率を保険証券記載の約定支払割合として、保険金を支払うことができます。

第7条（損害防止費用）

普通約款第20条（損害防止義務および損害防止費用）（1）の規定により保険契約者または被保険者が損害の発生および拡大の防止のために支出した費用については、その費用が保険金支払の対象となるべき損害に該当しないかぎり、当社は、これを負担しません。

第8条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。